九州弁護士会連合会シンポジウム「中国帰国者の残された課題の解決と日中友好の展望を考える」

二世問題の解決なくして、残留日本人問題の解決なし

浅野慎一(摂南大学特任教授、 中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会代表世話人)

I. 二世の多様性とその背景

中国残留日本人の二世:人数不明。公的統計なし。

BUT 日本政府が認定する残留日本人(約7000人): 平均4人の二世(子供)がいると仮定。

→二世:約2万8000人。

*浅野が調査した 110 名の残留日本人のうち、残留婦人には平均 5.25 人、残留孤児には平均 3.49 人の二世。 2021 年 12 月末で帰国した残留日本人のうち、残留婦人は 62.0%、残留孤児は 38.0%。

あくまで一応の目安だが、ここから推計すれば一人の一世に平均約4.58人の二世。

- 二世の最大の特徴:極端な多様性。年齢:30歳代~70歳代。職業・経済状態・国籍・日常言語も様々。
 - ∴ 二世全体に共通する「二世問題」:不可視化。個人差・自己責任とみなされがち。
 - BUT 二世の多様性=日本政府の帰国制限政策によって創出された「分断」。(≠個人差・自己責任) 日本政府:①一世の帰国を厳しく制限。
 - 1)1972年、一世の日本国籍を一方的に剥奪。日本への「引揚」を不可能に。
 - 2)一世の「帰国」:日本の肉親による身元保証を求め、自由な「帰国」を妨害。
 - ②二世の帰国を、一世より一層厳しく制限。
 - 一世の帰国の際、20歳以上・既婚の二世には国費での同伴帰国を認めず。

*帰国のピーク:残留孤児 1987-88年、残留婦人 1995-96年。

- →二世:大きく2つ、細かく3つに「分断」。(詳細は資料参照)
 - ① 【若年帰国者】: 主に 1989 年以前、20 歳未満、国費・一世と同伴帰国。

現在、30歳代後半~50歳位。残留孤児(日本敗戦時13歳未満)の二世。二世全体の2割以下(110名の一世についての浅野調査から推定)。

一部、日本の学校で学び、日本語に問題なし。貿易・専門職、正規雇用で活躍。

日本国籍取得。日本人の友人あり。比較的安定した生活。

BUT 同世代の日本生まれの日本人と比べれば、様々なハンディ。

日本の学校で「いじめ」。日本語での勉強・進学でも特に苦労。

16 歳以上で帰国: 高校入学・進学も困難。

最終学歴:中学卒(約4割)。不熟練労働・非正規雇用の仕事を経験(約8割)。

日本での生活が長い:被差別経験の多さ、中国に住む中国人とも文化の違い。

「私はいったい何人なのか」等、心理的・文化的な疎外感。

②【中高年帰国者】: 主に 1990 年以降、22 歳以上、私費・呼び寄せで帰国。

日本で学校に通えず。日本語教育等の公的支援なし。

帰国直後から、不熟練労働・非正規雇用で就労。劣悪な労働条件、労働災害が多発。

1) 【中年帰国者】: 1990 年代前半、22 歳~39 歳で帰国。現在、50 歳代~60 歳代前半。

二世の4割弱(推定)。

一部、不熟練労働・非正規雇用→技能工等、正規雇用・自営業に転職。

日本語会話:独学で一定程度、習得。

BUT 大多数:不熟練労働・非正規雇用の職場を転々。低所得・「生活が苦しい」。

日本語:「日常生活にも不自由」(約4割)。

職場:露骨な差別が頻発。

劣悪な労働条件の下、時には身体を壊しながら通院もできないまま、働き続け。 日本国籍を希望しつつ、取れていない人も。

日本での年金納付期間が不足。退職後の年金:夫婦で月5万~10万円あればいい方。 現状のまま推移すれば、大半が生活保護以外に生きる術を失う。

- *心理的・文化的な疎外感(=【若年帰国者】)以前に、「どうやって食べていくか」という現 実的な生活苦・重労働、将来の経済不安に直面。
- 2) 【高齢帰国者】: 1990 年代後半 (一世の帰国時の身元保証人制度が撤廃) 以降、40 歳以上で帰国。 残留婦人(日本敗戦時 13 歳以上)の二世。二世全体の約半数(推定)。

日本での就職が最も困難。不熟練労働・非正規雇用に限定。

現在、60歳代後半~70歳代。仕事継続は困難。BUT年金:夫婦で月に3万円以下。

生活保護の支給:容易に認められず。生活保護水準以下の生活で就労継続も。

夫婦二人で月10万~14万円。支出・外出の自由:厳しく束縛。

配偶者ともども中国国籍。BUT 生活保護を受けると中国訪問も厳しく制限。

「家族の死に目にも会えない」。

日本語:「ほとんどできない」。地域でも、特に孤立しがち。

全員、病気。通院・介護も「言葉の壁」。

*かつて(支援法改正以前)の残留孤児と同様の困難に直面。

公的支援が皆無。: かつての残留孤児より一層深刻な苦難の生活。

- =①二世の苦難・多様性:日本政府による帰国制限政策(& 帰国後の自立支援の欠如)によって創出。
 - 1)1970年代(日中国交正常化)に帰国できていれば、20歳代以下(または日本生まれ)。

日本での自立生活が可能。

- 2) 一世の日本国籍が剥奪されなければ、二世も自分で国籍選択(≠帰化)が可能。
- 3) 二世の多様性:個々人の自己責任・努力不足ではない。

政府の政策 a) 若年ゆえに国費での早期・同伴帰国を認められた人=【若年帰国者】。

- b) 私費・呼び寄せ帰国を余儀なくされた人=【中年帰国者】。
- c)一世の身元保証人制度が撤廃されて初めて帰国を許された人=【高齢帰国者】。
- 一部の例外:ことごとく政府の政策の段階的変更に起因。
- ②日本政府の帰国制限政策の被害者:一世・二世に何ら違いなし。

「中国帰国者」全体が被害者。

二世:一世より帰国を一層厳格に制限。

【中高年帰国者】: 一世以上に帰国遅延、帰国後の苦難も一世以上に深刻。

BUT 政府の公的支援:一世(または国費帰国の二世)だけを対象。

最も支援を要する【中高年帰国者(私費帰国)】:支援対象外のまま、放置。

Ⅱ. 日本政府の原則的立場とその矛盾

なぜ、日本政府は二世(特に【中高年帰国者(私費帰国)】)支援しないのか?

政府の原則的立場:残留日本人(一世) = 「戦争被害者」(国民が等しく受忍すべき) = 政府に補償義務なし。 = 自己(家族)責任で対処すべき「私事」。(民事不介入)

- ex) 1)1972年、一世(在中国)の日本国籍剥奪。「本人の志望による国籍変更」と説明・解釈。
 - 2)一世の帰国に日本の肉親による身元保証を要求。
 - 3)一世に扶養義務がある20歳未満・未婚の二世だけに同伴帰国を許可。
 - 4)1994年、20歳以上の二世の帰国を一部容認。高齢化した一世を扶養する二世に限定。
 - 5) 2008 年、一世に新たな支援給付金制度。全員一律の補償ではなく、個々人の収入認定。
- *政府の支援=あくまで「私事」・自己責任を前提とした恩恵的・側面的な援助。

≠政府の公的責任を認めた上での補償。

原則的立場→二世(20歳を越え、一世の扶養家族でもない二世):公的支援の対象外。 BUT 政府の原則的立場: 重大な矛盾・ごまかし。

1)残留日本人(一世)の苦難=戦後の日本政府の政策が作り出した被害。

≠単なる「戦争被害」、残留日本人やその家族の「私事」・自己責任。

=国家賠償訴訟で残留孤児が強く主張。

(勝訴・敗訴を問わず) 多くの地方裁判所が認定した厳然たる事実。

- *「戦争被害の範疇にとどまらず」(神戸・徳島・名古屋・高知・札幌・大阪・広島各地裁) 「戦後政府の政策の問題を指摘」(神戸・高知・広島・徳島・名古屋・札幌各地裁)
- 2) 従来の政策に問題があったからこそ、政策を何度も段階的に変更。
 - ex) 身元引受人制度の新設、身元保証人・引受人制度の廃止、国籍・戸籍措置の変更等。 2007 年、支援法改正。新たな支援策を開始。
- 3) 二世の苦難・多様性:政府の帰国制限政策によって創出されたことは明白。

特に【中高年帰国者】の二世の苦難:かつての残留孤児の苦難と酷似。

残留日本人の当事者・支援者の中にも、「残留日本人=戦争被害者」とみなす誤解。

NO! 残留日本人・中国帰国者=今・ここで解決を求められている現在進行中、戦後日本の民主主義の問題。 ≠過去の戦争の歴史・記憶の問題。

戦後生まれの二世の苦難:このことを「戦後の主権者=日本国民」に問いかけている。

& 政府:「二世の永住帰国の目的=一世の扶養の必要」に限定。

→政府:二世が、一世を適切に扶養できる自立生活・支援態勢を保障する必要。

BUT 二世(特に【中高年帰国者】)の現状:政府の二世帰国政策の趣旨・目的にも反する。

Ⅲ.「中国帰国者」としての統一と団結:残留孤児・残留婦人・多様な二世の違いを越えて

- 一世も多様:1)残留婦人:帰国が特に大幅に遅延。帰国後、日本語の問題少ない。帰国直後から生活保護。
 - 2)残留孤児:帰国後、日本語・就労の困難、年金不足、孤立・孤独等、特に深刻な困難に直面。
 - : 国家賠償訴訟の中心的担い手。
- 二世の困難:一世と「襷がけ」状態。
 - 1)残留孤児の二世(【若年帰国者】):日本語の問題少ない。生活も若干、安定。
 - 2) 残留婦人の二世(【中高年帰国者】):かつての残留孤児と同様の深刻な困難に直面。
 - : 現在、二世問題解決の運動の中心的担い手。

【中高年帰国者】の二世の深刻な問題:残留孤児・【若年帰国者】に、直ちには理解されにくい面も。 特に苦労した【若年帰国者】・残留孤児ほど、「【中高年帰国者】と自分達は違う」との感覚も。

BUT 1)一世 (残留孤児・残留婦人) の苦難の人生、

- 2) 【若年帰国者】の二世が抱える心理的・文化的疎外感、
- 3) 【中高年帰国者】の二世が直面する生活苦
- =戦後の日本政府の政策が創出した「中国帰国者問題」。
- : 「二世問題の解決なくして、残留日本人問題の真の解決なし」。

Ⅳ. 二世問題の解決とその歴史的意義

- ①すべての二世を公的支援の対象に。
 - 二世の多様性、「一律に支援対象にするのはいかがなものか?」との意見も。
 - BUT 1) 支援給付金制度:個々人の収入認定。

(前述)本来、「残留日本人問題=私事・自己責任」とみなす日本政府の原則的立場の象徴。不当。 BUT 二世への適用という側面から考えると、一種の「柔軟性」。

- 一定基準以下の収入の二世に限り、支援給付金の給付が可能。
- 2) その他の支援策(日本語教室・交流事業、医療通訳等):

実際に活用するのは、それらを必要としている二世(多くは【中高年帰国者】)のみ。

- =最も困難に直面している【中高年帰国者】への、最も現実的な喫緊の救済策。
- & 残留日本人問題=二世を含め、戦後の政策によって生み出された被害であることを改めて明確化。 ≠一世の「戦争被害」・「私事」。

残留日本人問題の真の歴史的解決を一歩前進。

②【若年帰国者】に対し、就業支援(特に中国の言語・文化を生かした起業・就業)の支援。

高齢化する一世の介護、日本社会の多文化化、日中交流等の公的・民間事業への参画支援を含む。

【若年帰国者】にとってだけでなく、「失われた30年」といわれる日本経済・日本社会の再生、

今後の新たな日中友好関係の構築への一歩としても重要。

《補足資料1:1984年の「口上書」》

- *「日本政府は、孤児の日本国への永住により生ずる家庭問題を責任をもって適切に解決する」
 - 「日本政府は、孤児の養父母、配偶者、子女及びその他の孤児の扶養を受ける者が、孤児と共に日本国に永住することを希望する場合には、その希望を受入れ、孤児と共に訪日できるための査証を発給する」
 - 「日本政府は、法律上、孤児に同伴して日本国に永住した中国籍の家族に対し、正当な権利を保護するとともに、日本にお ける生活、就業、学習等の面で便宜を提供する」。
- *養父母、配偶者は扶養家族でなくても同伴を認められた。

1982年まで、国費同伴帰国の配偶者は「妻」のみ。女性残留邦人は配偶者を同伴不可。

後期集団引揚の支援対象:「日本国民たる父または母に同伴する満20歳未満の子で配偶者のないもの」

《補足資料2:1993年の「口上書」とその運用》

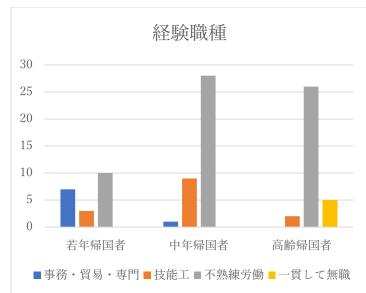
*「家族の離別の問題の発生を避けるため、・・・中国在住の家族(配偶者及び扶養する家族)が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、・・・これを受け入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続きの便宜を図る」。

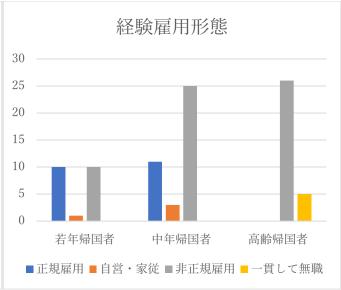
「実子であって・・・・扶養する家族でない者(以下「扶養しない実子」という。)及びその家族(配偶者及び扶養する子)が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。・・・・扶養しない実子及びその家族が(一世と同居して一世を)扶養する場合には、日本政府は、当該扶養しない実子及びその家族の日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る」

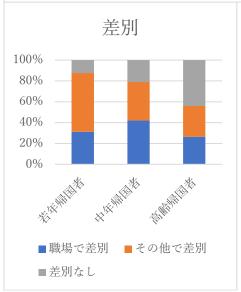
*1992 年度以降、身体等に障害を有する残留邦人に対し、介護人という名目で二世一家の呼び寄せが可能に。 1994 年度以降は 65 歳以上、1995 年度以降は 60 歳以上、1997 年度以降は 55 歳以上の残留邦人が帰国する際、扶養者として成年の子1世帯に限って同伴帰国が許可。

参考資料:二世の生活実態









調査概要については、「中国残留日本人二世の人生が問いかけること―支援法から取り残された中国帰国者たち―」浅野慎一『研究 中国』通巻 134 号、2022

調査対象者の具体的に声については、2018年9月22日・九州弁護士会連合会シンポジウム「多文化共生社会の確立・醸成に向けて:中国残留帰国者の現状を教訓として」講演資料「中国残留日本人二世として、人間らしく生きるために - 支援法から取り残された中国帰国者たち-」

http://www.dignity-reconciliation.jp/pdf/d01.pdf

中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会・明石日本語教室10周年記念事業調査 二世とその配偶者(中年帰国者19名、高齢帰国者20名、計39名)

